

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○河川管理規則の一部を改正する規則

(河川課)

一

告 示

○救急医療機関の認定

(医療政策課)

一

○農用地利用配分計画の認可

(農業振興課)

一

○平成二十九年宮城県告示第五百九十四号(県営土地改良事業換地計画の縦覧)の取消し

(農村整備課)

一

○平成二十九年宮城県告示第五百九十五号(県営土地改良事業換地計画の縦覧)の取消し

(同)

二

○県営土地改良事業換地計画の縦覧(二件)

(同)

二

○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)

(森林整備課)

二

○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)

(都市計画課)

三

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)

(同)

四

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

(同)

四

収用委員会

○大谷川浜大谷川事件公示による通知

(同)

四

規 則

河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

告 示

○宮城県規則第四十五号

河川管理規則の一部を改正する規則

河川管理規則(昭和五十一年宮城県規則第十四号)の一部を次のように改正する。
第十四条中「第五十八条の十二」を「第五十八条の十三」に改め、「第十六条の十一」の下に「から第十六条の十三まで」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県告示第六百二十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙台循環器病センター	仙台市泉区泉中央一丁目六一十二	平成二十九年七月十二日	平成三十二年七月十一日

○宮城県告示第六百二十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十九年七月十四日

○宮城県告示第六百二十九号

平成二十九年宮城県告示第五百九十四号(県営土地改良事業換地計画の縦覧)を取り消す。

平成二十九年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百三十号

平成二十九年宮城県告示第五百九十五号(県営土地改良事業換地計画の縦覧)を取り消す。

平成二十九年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業沖富地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年七月十八日から平成二十九年八月十六日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第六百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業鹿島台東部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年七月十八日から平成二十九年八月十六日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び大崎市鹿島台総合支所

○宮城県告示第六百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市北村字朝日山三の一(次の図に示す部分に限る。)、三の三、三の四、三の六、四の二、字踏返一 九二の二、字蛇ヶ沢三三三の二(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字朝日山三の一(次の図に示す部分に限る。)、三の三、三の四、三の六、四の二、字踏返

一 九二の二、字蛇ヶ沢三三三の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市矢本字上館下九〇の一、九〇の五三、石巻市北村字朝日山三の一(次の図に示す部分に限る。)、三の三、四の二

に限定する。

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

一 字上館下九〇の一、九〇の五三、字朝日山三の一（次の図に示す部分に限る。）、三の三、

四の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百三十四号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市津山町柳津字大土三二の一

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備

計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

南三陸町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設志津川東地区

三 事業施行期間

平成二十五年四月五日から平成三十一年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第六百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

南三陸町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

2 名称

志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設志津川中央地区

選挙管理委員会

三 事業施行期間

平成二十五年十一月十二日から平成三十一年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業の認可（平成二十九年二月十七日宮城県告示第百五十二号）の事業地の一部を変更する。

○宮選管告示第八十四号
平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。
平成二十九年七月十四日
宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第六百三十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成二十九年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 卸町地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百三十八号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成二十九年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 塩竈市流域関連公共下水道

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第28号

大谷川浜大谷川事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。
平成29年7月14日
宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類

平成29年6月28日付け宮収第12号 土地収用法に基づく審理の開催についての通知書

2 通知を受けるべき者

阿部 清美 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所 宮城県牡鹿郡女川町出島字出島79番地の1